

？ どうみる？ どうする！ ニッポンの政治

いっしょに考えてみよう！



日本共産党カクサン部！
雇用のヨーコ
（カクサン部）

4月のいっせい地方選挙

安倍政権にもの申すチャンス

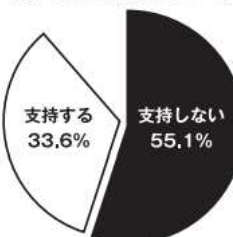
戦争する国づくり、原発再稼働…

民意に逆らう安倍政権

昨年の流行語大賞・「集団的自衛権」。自衛隊が海外で武力を使えるようにするという大問題です。福島原発事故がまだに収束していないのに、再稼働を強行しようとしています。

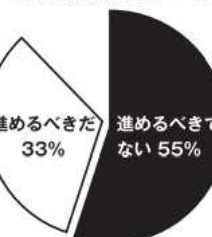
民意を無視してゴリ押す安倍政権。民主主義をふみにじる独裁政治を、許していいのでしょうか。

集団的自衛権について



「共同通信社」全国緊急電話世論調査
2014-12-15-16

原発再稼働について



「日本経済新聞社」テレビ東京世論調査
2014-12-24-25

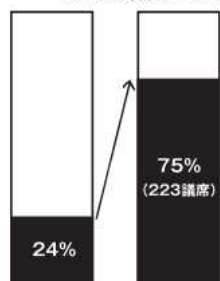
総選挙の「自民圧勝」

小選挙区マジック

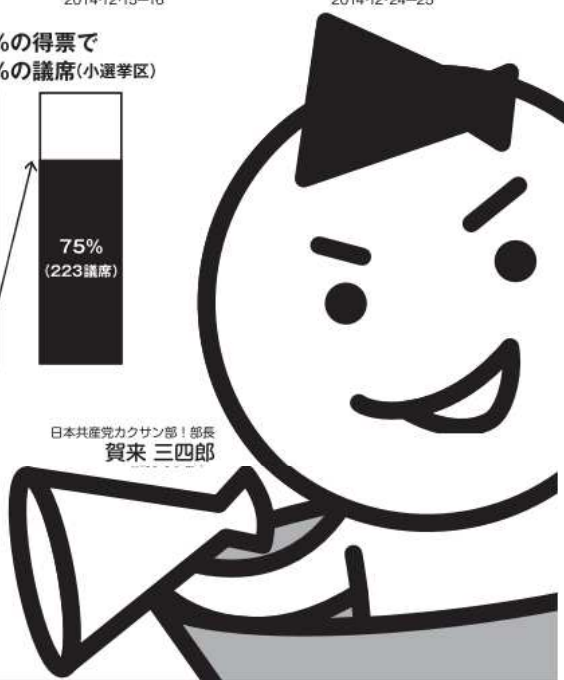
首相は「総選挙で国民から背中をおしてもらった」と「暴走継続」を宣言。しかし、総選挙での自民票は、有権者比で比例17%、小選挙区24%、4～6人に1人にすぎません。

総選挙では、共産党が8から21議席に大躍進し、沖縄では自民候補は全敗——痛烈な暴走政治批判の民意が示されました。

自民党 24%の得票で
75%の議席(小選挙区)



日本共産党カクサン部！部長
賀来 三四郎



政治をダメにする政党助成金

共産党は「廃止法案」提出

国民には消費税8%をおしつけながら、自分たちは年320億円の税金を山分け——政党助成金制度が、政党をダメにしています。

日本共産党はいつかして受け取りを拒否。新しい国会の冒頭に「廃止法案」を提出しました。

みなさんと力をあわせて
政治を動かします

日本共産党



JCP 検索

ブラック企業

企業

バイト

若者「使い捨て」許さない

日本共産党

日本共産党の吉良よし子参院議員は、若者に過酷な労働を強いる「ブラック企業」の問題を追及。外食チェーン「すき家」など、企業名をあげて労働基準法違反が疑われる実態を告発しました（6日）。

厚労相「貴重な意見」

「すき家」は、この2年で労働基準監督署から104件62通もの是正勧告を受けています。吉良氏が「悪質企業名は（政府が）公表を」と求めたのに対し、安倍首相は「さまざまな手段を検討していく必要がある」、塩崎厚労相は「貴重な意見」と答えました。

悪質企業名の公表を



質問する吉良よし子議員 11日、参院決算委

吉良参院議員 迫る

吉良氏は、「ブラック企業横行の背景には、非正規の働かせ方（の問題）がある」とし、労働者派遣法改悪法案の再提出断念を求めました。



2015年2月号外

◇日本共産党福岡県委員会の見解を紹介します。
◇発行／福岡民報社◇1964年12月9日第3種郵便物認可
◇〒810-0222 福岡市中央区薬院3-13-12 大場ビル3階
◇お問い合わせTEL092-411-5131(代表)

ご意見・ご感想は日本共産党福岡県委員会
電話 092-411-5131(代表)にお寄せください

きみのバイト ブラックじゃない?

学生バイトの
基礎知識

労働法を賢く使って 学生生活をまもろう!

アルバイトは法律上「労働者」。労働基準法、労働安全衛生法など、すべての労働法は学生バイトにも適用される。

「そのシフト変更は困ります。 できません」とハッキリ言おう



- いつ、どこで、何時から何時まで働くかは雇用契約の基本中の基本。雇い主は働く人に書面で明示する義務がある。【労働基準法第15条】
- シフト変更は働く人との合意が大前提。契約にない曜日や時間帯に無理やりシフトを入れることはできない。【労働契約法第8条、9条など】
- 「シフトに穴をあけるな」「自分が入れないなら代わりを見つけろ」などの強制はNG。代わりを見つけるのは雇い主の責任だ。

「分単位まで給与計算して ください」と主張しよう



- 時給は都道府県ごとに法律で最低賃金が決められている。【最低賃金法第3条】
 - 賃金や残業代は1分単位で計算される。「15分未満の労働時間は切り捨て」などは違法。着替え、掃除、引き継ぎ、塾講師の報告書作成などにかかった時間も賃金が発生する。
- 【行政通達・昭和63年3月14日基発150号】

深夜勤務が25%割り増しに なっているか、チェックしよう



- 1日8時間を超えて働いた分(残業)や、午後10時から午前5時までの深夜勤務には、それぞれ25%以上の割増賃金が支払われる(例:時給800円なら1000円に)。【労働基準法第37条】
- 18歳未満の高校生を深夜に働かせることは違法。【労働基準法第61条】

「辞めさせない」「ミスは弁償」 「いきなり解雇」…すべて“禁じ手”

- 「皿を割ったら弁償させる」「売れ残りの商品を買取らせる」「辞めたいと申し出たのに、理由をつけて辞めさせない」「いきなり解雇する」などは、すべて違法。【労働基準法第16条、第91条】【労働契約法第16条】など

バイトにも 休みを取る権利あり

- 半年以上同じバイト先で働いていれば有給休暇をとれる。【労働基準法第39条】
- 1日6時間を超えて働く場合、45分の休憩時間をとれる(8時間を超える場合は60分)。【労働基準法第34条】

バイトでも 年次有給休暇はとれる

週の所定 労働日数	勤続年数	
	6か月	1年 6か月
4日	7日	8日
3日	5日	6日
2日	3日	4日
1日	1日	2日

※労働時間や勤続年数に応じて増えます。

着替え、理念唱和… 手順の最後にタイムカード 違法です

経営理念・接客用語唱和▽着替え—その後タイムカード。一連の手順の最後にタイムカードを打刻させるやり方は違法。「義務付けられている行為なら労働時間」(塩崎厚労相)です。

政治は動く

ブラック 規制が 始まった

ブラック企業・ブラックバイトの規制が、青年たちが声をあげ、日本共産党が奮闘し前進しています。ブラック企業は共産党が議案提案権を行使して規制法案を提出。法案を提出しただけで厚労省が動き出しました。

青年と共産党
力あわせて

ブラックバイトも違法・無法な働き方で学業に影響が出ていることを共産党議員が指摘。学生たちからの相談窓口が各都道府県労働局に設置されることになりました。

- 2013年、ブラックが疑われる5111事業所を国が調査し、4189カ所を是正指導。
- 今年1月、厚労省が、ブラック企業の新卒求人ハローワークで受けつけない制度の創設へ。
- 昨年12月、ブラックバイトの相談窓口が都道府県の労働局に設置へ。